

「食の安全安心確保に係るアクションプラン（第6期）」（案）に対するご意見と県の考え方

No	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方・対応
1	<p>美味しまね認証制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「安全でおいしい 島根県 GAP 認証」とロゴがあります。 ・ 安全は数値で示すことが可能です。 ・ おいしいは数値として客観的に示すとは、個人の感想であり不可能と考えます。 ・ おいしさまで島根県が保証することは不可能と考えます。おいしさの基準を示して頂きたい。 ・ 紛らわしい表現・表示することで、不当な差別が生じ結果として消費者が不安・不信感を招いていると考えます。 ・ すべての農産物が安心・安全であれば、不当な差別などなく、生産から消費まで流通が円滑に行われ、農産品の価格確保も可能となると考えます。 	<p>（産地支援課）</p> <p>美味しまね認証の正式名称は「安全で美味しい島根の県産品認証制度」であり、「美味しまね認証」は、その通称であります。</p> <p>この制度は、消費者の食の安全に対する意識の高まりに応え、安全な島根の農林水産物を消費者に送り届けることによってその信頼を確保するとともに、GAPの取組をアピールして、市場における競争力の強化、産地のレベル向上につなげていくことを目的に、島根県が平成21年から開始した制度です。</p> <p>島根県では、美味しまね認証を消費者に正しく理解していただくために、県内外の販売店等に積極的に出向き、販売員に対して制度への理解を深める研修を行うとともに、生産者が店頭でPR、販売などを行っております。</p> <p>今後も、多くの消費者に美味しまね認証を知っていただき、購入していただけるよう、PR活動等に取り組んでまいりたいと考えております。</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方・対応
2	<p>特別栽培（米・野菜）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農産品に「特別栽培（米）」などの表記があります。 ・ 消費者はこの栽培について多くの場合誤解しています。店舗での販売促進広告などでも間違った表現が見受けられます。 ・ 「特別栽培」とパッケージに表記することで、他の農産品との差別が図られることは評価します。しかし、特別栽培は、「安心・安全でおいしい」と誤解されています。そのように店舗でも見受けられます。（前述の「美味しまね認証制度」と同様） ・ 特別栽培に取り組むことで、「安心」「おいしい」は保証されていない。 ・ 「安心」は生産者を信用できるかどうか ・ 「おいしい」は個人差があり論外 ・ 「安全」は農薬等の使用カウントで客観的に示すことが可能 ・ 「特別栽培」と聞いて多くの消費者は、「特別な栽培方法だから、きっとおいしい」と勘違いしていると考えています。店舗の担当者も商品を販売するのに「安心・安全」を強調するより、「おいしい」を求める消費者ニーズで販売に取り組んでいると考えます。 ・ 「無農薬」と「栽培期間中、農薬不使用」の表現に変更したと同様に「特別栽培」を「栽培期間中、農薬・化学肥料を慣行栽培に比し、50%削減」などのように表記することが望ましいと考えます。 ・ 誤解を招く、不当な差別を利用して農産品の販売は好ましくは考えられません。 	<p>（産地支援課）</p> <p>「特別栽培農産物」については、国が定める「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」（改正 平成19年3月23日18消安第14413号）（以下「ガイドライン」）において、下記のとおり用語の定義がされており、その表示についても定められています。</p> <p>（第3 定義）一部抜粋</p> <p>「ガイドライン第2の生産の原則に基づくとともに、次の1及び2の要件を満たす栽培方法により生産された農産物をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該農産物の生産過程等における節減対象農薬の使用回数が、慣行レベルの5割以下であること 2 当該農産物の生産過程等において使用される化学肥料の窒素分量が、慣行レベルの5割以下であること <p>ガイドラインでは、栽培期間中の節減対象農薬の使用や、窒素成分を含む化学肥料の使用について表示を行うことや、通常の栽培方法により栽培された農産物より著しく優良又は有利であると誤認させる用語などは、表示禁止事項として定められています。</p> <p>ガイドラインに基づかない表示や誤った表示につきましては、中四国農政局経営・事業支援部食品企業課（086-224-4511（代））まで、お問い合わせ願います。</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方・対応
3	<p>特別栽培の取組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「慣行栽培」に比し農薬・化学肥料を削減した栽培なのですが、日本全国で「慣行栽培の農薬・化学肥料の使用量(単位)」は様々です。 ・ 都道府県が発表している「農薬の使用単位数」に大きな開きがあります。 ・ 基準になる「単位」が日本全国統一されていない状況を考えると「特別栽培」は消費者を騙している表現と考えます。 ・ 例えば、清涼飲料水に「ソルビン酸」を使用することは、そもそも禁止されています。しかし、「ソルビン酸不使用」と表示すると、消費者はほかの商品よりも優れていると誤解します。(ネット記事より) これに近いのではないか。 	<p>(産地支援課)</p> <p>国が定める「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」(改正平成19年3月23日18消安第14413号)(以下「ガイドライン」)において、慣行レベルは次のように定義されています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農薬については、農産物の栽培地が属する地域の同作期において当該農産物について慣行的に行われている生産過程等における節減対象農薬の使用回数(土壌消毒剤、除草剤等の使用回数を含む。)をいう。 2 肥料については、農作物の栽培地が属する地域の同作期において当該農産物について慣行的に使用される生産過程等における化学肥料の窒素分量をいう。 <p>また、慣行レベルは地方公共団体が定めたもの又は地方公共団体がその内容を確認したものとされております。</p> <p>慣行レベルは、気象条件の違いや栽培方法などによって各地域で異なりますが、その内容は県ホームページ等で公開されており、消費者の皆様には正しい情報をご確認いただくことができます。</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方・対応
4	<p>安全の取組みについて（農薬散布）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近年、農薬散布は「人力」から「無人ヘリコプター」そして「小型ドローン」に移行しました。 ・ 「人力」の場合、1日に散布できる面積には時間・天候などから限定的でした。 ・ 「無人ヘリコプター」の散布は人力に比し、飛躍的に散布面積を増やしました。しかし、機材が高額であること、特別な操作技術・機体数が限られていることから、散布面積も限定的でした。 ・ 「小型ドローン」の導入は安価で特別な操縦技術も必要なく、多くの農家で2機3機と所有して農薬散布しています。結果として、人力の場合、3日程度必要であった作業も、2時間程度で風の穏やかな早朝に終えることができます。 ・ ここでの問題は、多くの農家が「大規模な面積を一斉に短時間に農薬を散布する」ことで、環境への影響が「人力」に比し、増加していると考えられます。 ・ 河川等への農薬の流出は「人力」でも多少はあったと考えています。濃度は短時間に「小型ドローン」での大規模な面積への散布に比し、小さいと考えます。 ・ 宍道湖でのシラウオの激減・トンボのヤゴの奇形など農薬の散布時期と何らかの因果関係があるとした報告も科学雑誌に掲載され、テレビでも放映されました。海外ではこの報告書を重要と受け止め農薬を規制しました。 ・ 日本でも有数の自然体系を持つ、宍道湖の将来が不安です。 ・ 島根県として「国が大丈夫」と言ってるので「大丈夫」ではなく、島根県として「大丈夫」と言っていたきたい。 	<p>（農山漁村振興課・沿岸漁業振興課）</p> <p>農薬は国が農作物や環境、人への安全性などを審査し、登録する制度となっており、登録されている農薬は、環境への影響を評価した上で、生物への安全性が確保されています。また、既に登録されている全ての農薬についても、最新の科学的知見に基づき安全性などの再評価を行う仕組みが導入され、必要に応じて随時、登録の見直しなどを行うこととなっております。</p> <p>引き続き、県としては、農薬の使用基準の順守を徹底するよう事業者にも周知し、農薬の安全かつ適切な使用について研修会などを通じて周知してまいります。</p> <p>なお、従来から宍道湖における魚介類の資源動向の把握を目的としたモニタリング調査を実施しており、今後も継続してまいります。</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方・対応												
5	<p>【4 消費段階での指導・啓発(1)食品衛生知識の普及啓発】</p> <p>【5 県民意見の反映と積極的な情報提供(1)食に関する意見の聴取】</p> <p>P.16 講習会等参加者 (R5) 107名 (R11) 目標値 1,100名</p> <p>P.20 講習会等参加者 (R5) 139名 (R11) 目標値 1,100名</p> <p>とありますが、中核市を除いての目標値が現実的ではないと思います。年々人口減少している中、この目標値を目ざすことは難しいと考えますが、何か手だてがあつてのことでしょうか。</p>	<p>(薬事衛生課)</p> <p>消費者向け講習会等の参加者について、第5期策定時の現状値(平成30年)は「1,095名」でしたが、第5期中は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、消費者向け講習会等の開催自体が困難な状況となっております。</p> <p>しかし、近年、県内では家庭内食中毒が年間4件程度発生しており、消費者向けの食中毒予防等の啓発の必要性も高まっております。また、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行して以降、消費者向け講習会等も少しずつ開催出来ておりますので、今後も食品衛生月間行事等を通じ広く啓発を行ってまいります。</p> <p>なお、P.20の講習会等参加者の現状値(R5年)の数値が誤っておりますので、下記のとおり修正します。</p> <p>【変更前】</p> <table border="1" data-bbox="1234 946 2056 1045"> <thead> <tr> <th></th> <th>現状値 (R5年)</th> <th>目標値 (R11年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③</td> <td>講習会等参加者 _____ 139名</td> <td>1,100名</td> </tr> </tbody> </table> <p>【変更後】</p> <table border="1" data-bbox="1234 1144 2056 1243"> <thead> <tr> <th></th> <th>現状値 (R5年)</th> <th>目標値 (R11年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③</td> <td>講習会等参加者 (再掲) 107名</td> <td>1,100名</td> </tr> </tbody> </table>		現状値 (R5年)	目標値 (R11年)	③	講習会等参加者 _____ 139名	1,100名		現状値 (R5年)	目標値 (R11年)	③	講習会等参加者 (再掲) 107名	1,100名
	現状値 (R5年)	目標値 (R11年)												
③	講習会等参加者 _____ 139名	1,100名												
	現状値 (R5年)	目標値 (R11年)												
③	講習会等参加者 (再掲) 107名	1,100名												

No	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方・対応
6	<p>最近、PFAS、PFOA、PFOS と水の安全性についてニュースなどでも報道されています。ペットボトルで色んな水も販売されていますが、食の安全、安心という意味では多くの人が買う水についても気にしている方が多いと思います。毎日飲む水についてはどの様に考えたら良いのか。水の選び方とか安心につながる指標などについても他の食品と同じ様に生産者、消費者に指導などありますか？今後どの様に取り組まれるのか、知りたいです。</p>	<p>(薬事衛生課)</p> <p>ペットボトル等で販売されているミネラルウォーター類は、食品衛生法に基づく「食品、添加物等の規格基準」（以下、「規格基準」という）において、化学物質の基準値等の成分規格や殺菌方法等が設定されております。</p> <p>現在、ミネラルウォーター類の規格基準において、有機フッ素化合物（PFAS）の「PFOA」や「PFOS」の基準値等は設定されておきませんが、国においては、水道水の水質基準と同様、ミネラルウォーター類の規格基準に PFOS 及び PFOA の成分規格を設定する方向で検討が進められております。</p> <p>県としては、国の動向を注視しつつ、県内のミネラルウォーター類を製造している事業者に対し、規格基準に適合した製品が製造されるよう、引き続き助言・指導を行ってまいります。</p>